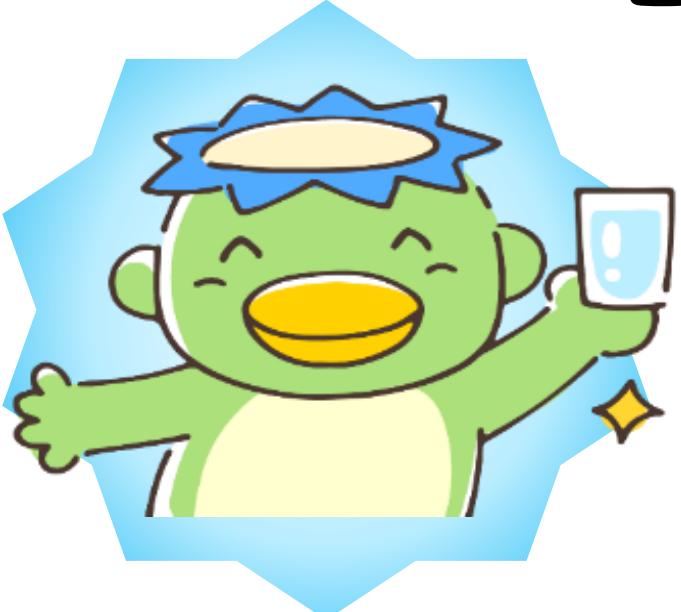


令和8年度

電子申請のご案内



昭島市子ども家庭部子ども育成支援課保育所幼稚園係

目次

電子申請による入所(転所)申込み	3
申込み受付期間	5
電子申請対象者	6
障害・疾病等があるお子さまの申込みをされる方	7
申請前に準備しておくもの	8
申請の入力方法	9～14
申請内容の変更	15
申請の一時保存と再開	16
入所(転所)申込みに関するQ&A	17



電子申請による
入所(転所)申込み



令和8年度は原則「電子申請」になります！



●保護者の方の利便性向上のため令和8年4月入所申込みより、マイナンバーカードをお持ちでない場合についても電子申請が可能となりました。

●保育施設の入所申込みに必要な書類については、昭島市公式ホームページよりダウンロードのご協力をお願いいたします。
※電子申請については「教育・保育給付認定申請書」、「保育所等利用申込書」、「保育施設入所申込みチェックシート」の添付は不要となります。

入所申込みに必要な書類等については、右の二次元コードまたは下記のURLをご確認ください。
<https://www.city.akishima.lg.jp/s058/010/010/010/2015/2026/060/20241009103837.html>



【ご案内・注意事項】

1.電子申請を開始する前に、必要書類をすべてご準備のうえ、申請を開始してください。

※申請には一定の時間を要するほか、申込期限間近には申込サイトに接続しにくくなる場合があります。時間に余裕をもって、申込みをしてください。

2. **新年度4月と当年度のどちらも申請をご希望**の場合は、新年度4月と当年度の**申請が計2回必要**となります。

3. 申請内容や添付書類に不備があった場合、保育所幼稚園係(544-5111 または 544-4189)から電話連絡を行います。書類の修正や追加提出は令和7年12月1日(月)まで電子申請及び市役所保育所幼稚園係窓口(1階17番窓口)にて受け付けします。この期間内に修正等の届け出がなかった方の入所申込みは、不承認となる場合があります。

4.申請が正しくなされている場合は、「step1申請者情報入力」で入力するメールアドレスに受付完了の通知が送付されます。

【申込み受付期間】申込期間中は夜間・休日を含めて24時間電子での申込み可能です。

入所(転所)希望月	申込み受付期間
令和8年4月	令和7年10月20日(月)9時～11月24日(月)
5月	令和8年4月1日(水)～4月10日(金)
6月	5月1日(金)～5月10日(日)
7月	6月1日(月)～6月10日(水)
8月	7月1日(水)～7月10日(金)
9月	8月3日(月)～8月10日(月)
10月	9月1日(火)～9月10日(木)
11月	10月1日(木)～10月10日(土)
12月	11月2日(月)～11月10日(火)
令和9年1月	12月1日(火)～12月10日(木)
2月	令和9年1月4日(月)～1月10日(日)
3月	

※窓口での申込みについては、入所希望月の前月15日(土曜・日曜、祝日に当たる場合は前開庁日)17時が締め切りです。
※令和8年4月申込みについては、窓口ポストや郵送での申込みの場合、11月21日(金)17時に締め切り及び必着です。

電子申請対象者

- 申請時点で昭島市に住民票がある方

または

入所月の1日までに昭島市に転入し、転入届及び保育所幼稚園係への届け出を完了する方(転入予定)

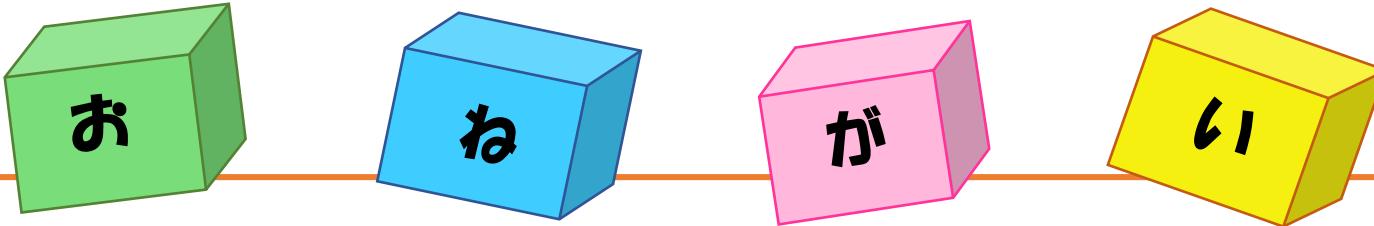
※転入予定の場合、昭島市への転入手続きの際、必ず保育所幼稚園係にて、別途転入の手続きを行ってください。

※昭島市へ転入予定で申込みをする場合は、通常必要な申請書類のほかに、昭島市における転入先の住所と入居予定日がわかる書類(賃貸契約書、売買契約書のコピーなど)が必要です。用意ができない場合は、転入誓約書の提出が必要です。

- 昭島市内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育施設の利用を希望する方

電子申請ならいつでもどこでも
申請できます！





**障害・疾病等があるお子さんの入所申込みをする際は、
必ず事前に相談をしてください。**

障害を持つお子さんや、例えば心疾患等内臓系に疾患があり、治療加療中又は経過観察中の子等について、保育施設の入所申込みをされる場合は、お子さん同伴のうえ、保育所幼稚園係窓口に事前に相談をしてください。

なお、申込みをされる際には必ず医師の診断書又は、情報提供書が必要になります。

～診断書等に必ず記載してもらうよう依頼してください。～

- ①集団保育の可否
- ②医療行為の有無(有の場合は医療行為の内容)
- ③保育にあたっての注意事項

※入所が内定しても、事前にご相談が無い場合は、内定が取消しになる場合があります。

※令和8年度4月の入所をご希望の方は、保育所幼稚園係へ事前にご連絡のうえ、お越しくださいますようご協力をお願いします。

申請前に準備しておくもの

電子申請に必要なもの

①



申請者のマイナンバーカード(※1)または運転免許証等の本人確認書類

②



保護者それぞれの保育を必要とする事由の証明書類（※2）

③



スマートフォン（※3）またはパソコン

(※1)2種類の暗証番号・パスワードが必要(マイナンバーカード登録時に設定した暗証番号・パスワード(4桁と6~16桁の2種類))です。

(※2)各書類はPDFまたは写真データ等で添付します。事前に添付データを準備しておくとスムーズに申請が可能です。

(※3)「step1申請者情報」の自動入力をご希望の方は、マイナンバーカード読み取りを行ってください。マイナンバーカード読み取りには、マイナポータルアプリが必要です。

申請の開始

入所申込みフォーム



右の二次元コードもしくは[こちら](#)より、申請を開始してください。
※外部サイトへリンクしており、申請画面に直接遷移します。

電子申請の入力方法①

手続名	申請先	ログイン状態
<input checked="" type="checkbox"/> (10月20日公開) 保育施設の入所申込み ※電子署名が必要 電子署名を付与しなかった場合は、別途本人確認書類を提出いただく場合があります。	東京都昭島市	<input checked="" type="radio"/> ログインあり <input type="radio"/> ログインなし

「ログイン状態」を選択し、「次へすすむ」

戻る

次へすすむ >

●「step1申請者情報」の自動入力をご希望の方は、「ログインあり」を選択して下さい。マイナンバーカード読み取りを行うことで、マイナポータルに登録のある情報が「step1申請者情報」に転記されます。

※マイナンバーカード読み取りには、マイナポータルアプリ・2種類の暗証番号・パスワードが必要(マイナンバーカード登録時に設定した暗証番号・パスワード(4桁と6~16桁の2種類))です。

●マイナンバーカードなしでの申請をご希望の場合は「ログインなし」を選択してください。

※「ログインなし」を選択した場合、「step1申請者情報」の入力が必要となります。

電子申請の入力方法②

マイナンバーカードを使って「申請者情報」を自動入力

※「ログインなし」を選択した場合は自動入力ができません。



②4桁の暗証番号を入力後
カードの読み取りへ

①マイナンバーカードで自動入力をタップする



③読み取り開始
をタップ

電子申請の入力方法③

東京都昭島市

(10月20日公開) 保育施設の入所申込み (完了率: 10%)



task	入力項目	内容
教育・保育認定申請書	同意事項及び保護者情報	入所申込み時の同意事項及び申請保護者に関する情報
	申請に係る子どもについて	氏名、生年月日、クラス年齢、希望期間、申請の種別について(新規、転園等)
	申請に係る子どもの同居家族	同居家族の氏名、生年月日、申請時の状況(就労先、通学先、通園先等)
	保育を必要とする事由	保育必要性の事由に関する情報(就労・就学・出産・疾病・障害・介護・看護・求職中)
保育所等利用申込書	申込みに関する情報	希望保育施設、現在の保育状況、申請に係る子どもの健康状態
	世帯員及び入所時の確認事項	入所の際の確認事項(兄弟の入所希望、育児休業からの復職の場合、出産の予定)
保育施設入所申込み チェックシート	入所申込みチェックシート	保育施設入所に係る確認事項 ※表示されるすべてに□を入れたうえで申請してください。

電子申請の入力方法④

書類の添付

step5の「添付書類登録」まで進むと添付書類の登録ができます。

東京都昭島市
(10月20日公開) 保育施設の入所申込み (完了率: 90%)
step1 申請者情報入力 ► step2 申請情報入力 ► step3 (入力不要) ► step4 決済情報入力 ► step5 入力内容確認 ► step6 添付書類登録 ► 電子署名・送信・印刷

step5 添付書類登録

必要書類をアップロードしてください

スマートフォンのカメラで撮影した画像のアップロードも可能です。添付書類のファイル名は全角文字で最大100文字、半角文字で最大200文字まで設定可能です。

本人確認証

② 詳しい説明

必須

ファイルを追加

保護者1の保育を必要とする事由を証明する書類

② 詳しい説明

ファイルを追加

※「ログインなし」を選択している場合は、本人確認証の添付が必須となります。

「保育を必要とする事由を証明する書類」は、画像データ、PDFファイル等を添付してください。
※申込みに必要な書類については、4ページのURLもしくは二次元コードをご参照ください。

各種様式ダウンロード

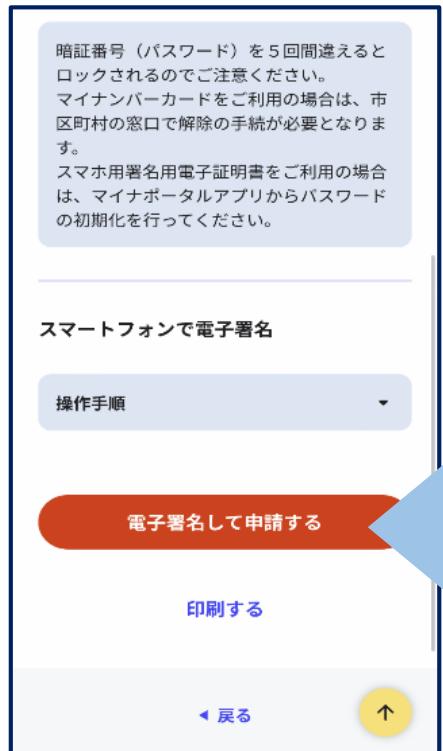
各種様式は右の二次元コードより、ダウンロードしてください。
(昭島市公式HPにリンクします)



電子申請の入力方法⑤

入力情報を確認し「電子署名」をする

※「ログインなし」を選択した場合は、電子署名は不要ですが、本人確認書類の添付が必須となります。



②6~16桁のパスワードを
入力後カードの読み取りへ



①「電子署名して申請する」をタップする

③読み取り開始をタップ

電子申請の入力方法⑥

入力完了及び申請後のご案内

送信する

申請を正しく受け付けました

step1申請者情報入力でメールアドレスを入力していた場合、受付完了の通知をお送りしていますので

申請先窓口

東京都 昭島市

今回申請された手続

保育 (10月20日公開) 保育施設の入所申込み

受付番号

990924121711932

別途本人確認書類を提出いただく必要があります。

「送信する」を押したあと、Step1申請者情報入力で
メールアドレスを入力していた場合、受付完了のメール
が送付されます。
受付番号と合わせて保存しておいてください。

申請様式の控え（PDF形式）および申請データ（CSV形式）のダウンロード

申請様式の控え（PDF形式）および申請完了後の申請データ（CSV形式）をダウンロードできます。

ファイルを保存いただくことを推奨いたします。

次回も同じ手続を申請する場合や、再申請が必要になった場合、こちらでダウンロードした申請データ（CSV形式）
で保存することができますので大切に保存してください。

今回の申請内容が様式に印字されたもの（PDF形式）
をダウンロードすることができます。
申請データ（csv形式）も保存することができるため、
両年度申請時等にご活用ください。

控えをダウンロードする

申請内容の変更

申請内容の変更方法

入所完了後に申込内容の変更をご希望の場合は、下記のとおり、お手続きをお願いいたします。

※手続きは、電子申請もしくは、窓口にて直接お手続きください。



変更申請受付期間：令和7年10月20日(月)～12月1日(月)まで

※上記期間内を過ぎてからの申請は、不承認となります(保育施設の入所申込みに係る退所・取下げ・辞退を除く)

希望保育施設の変更や調整指數適用の変更を希望する方

保育施設入所申込み後に希望施設の変更や調整指數適用の変更希望がある場合は、変更申請受付期間内に右の二次元コードより電子申請もしくは窓口にて直接お手続きください。



提出書類の追加提出を希望する方

保育施設入所申込み後に、提出書類の追加提出希望がある場合は、変更申請受付期間内に右の二次元コードより電子申請もしくは窓口にて直接お手続きください。



保育施設の入所申込みに係る退所・取下げ・辞退を希望する方(※随時受付)

保育施設入所申込み後に、申込みの取下げ・内定の辞退を希望する場合は、右の二次元コードより電子申請もしくは窓口にて直接お手続きください。



申請の一時保存と再開

申請の一時保存方法



申請情報入力画面下部の「入力中の申請データを保存する」をクリックし、「申請データを保存」するとCSVデータとして、端末内に申請データが保存されます。

申請の再開方法

右の二次元コードもしくは[こちら](#)より、申請の再開が可能です。
※※外部サイトへリンクします。



申請の再開

パソコンまたはスマートフォンに保存した申請データをアップロードしてください。
申請の途中から再開することができます。

「ファイルを選択」ボタンを押して、保存した申請データを選んだ上で、「再開する」ボタンを押してください。

ファイルを選択

再開する

「ファイル選択」をクリックし、保存していたCSVデータをアップロードし、「再開する」をクリックすることで、前回保存した時点からの申請を再開することができます。

入所(転所)申込みに関するQ&A

Q1：新年度4月と当年度の申請を行う場合、もう一度、1から入力が必要になりますか？

A1：新年度4月と当年度の申請を行う場合、両年度の計2回の申請が必要となります。1回目の申請データ(CSV形式)を保存していれば、P16「申請の再開方法」と同様の手順で、**1回目の申請情報を転記**することができます。
※申請年度や入所希望月の修正は必要となります。申請再開時に必ず、修正してください。

Q2：現在、認可外保育施設に通園している場合、申請区分は「新規」か「転園」どちらになりますか？

A2：申請区分は「新規」を選択してください。

Q3：申請後に書類の不備や不足等があった場合はどうなりますか？

A3：保育所幼稚園係(544-5111又は544-4189)から電話連絡を行います。書類の修正や追加提出は、**令和7年12月1日(月)**まで電子申請及び市役所保育所幼稚園係窓口(1階17番窓口)にて受け付けします。この期間内に修正等の届け出がなかった方の入所申込みは、**不承認となる場合があります**ので、期日に余裕をもって申請してください。